

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成31年4月 1日 制 定
公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因である高血圧予防のために、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）の導入費用の一部を負担し、機器の普及促進を図ることを目的とする。

(助成対象及び対象機器)

第2条 助成対象は新たに機器を導入した会員事業者で中小企業者を対象とする。

なお、対象機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、公益社団法人全日本トラック協会が別に定める機器とする。

※中小企業者とは、資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、1事業者あたり1台までとし、事業者が買取り（一括・割賦）にて、当該年度に新たに導入した血圧計（中古品を除く）について、取得価格の1/2（上限3万円）を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、県ト協の助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第4条 県ト協は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を命ずることができる。なお、3月に申請した一部の事業者については、その翌月の4月に支給することがある。

(申請手続き)

第5条 会員事業所は、当該年4月以降に実施したものを、原則として四半期ごとに、その期間中に導入した分をとりまとめて、翌月（7月、10月、1月、3月の都度）の20日までに協会の申請様式に、事業報告書の直近の事業年度分の資本金及び従業員数の記載があるページ（写）、納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）又は割賦販売契約書（写）を添付して、協会長宛に申請することとする。申請は、受付期間中においても当該年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することがある。

(申請受付期間)

第6条 当該年度4月から3月15日までとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業所は交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、交換、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協会長の了承を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

第8条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、労働委員会において協議決定するものとする。

(附則)

本要綱は、平成31年4月1日から適用する。